

座間市公共工事共通取扱書

令和 7 年 7 月



平成 2 5 年 9 月改正
平成 2 7 年 4 月改正
平成 3 0 年 7 月改正
令和 3 年 8 月改正
令和 4 年 9 月改正
令和 5 年 6 月改正
令和 7 年 1 月改正



平成 2 5 年 4 月
財務部契約検査課

(改正内容)

令和7年 7月 一部改正 (3) 建設副産物の取扱い及び建設副産物実態調査に係る仕様書

第1章 総則.....	1
1. 目的	1
2. 適用	1
第2章 共通仕様.....	2
1. 共通仕様	2
(1) コリンズ (CORINS) への登録	2
(2) 工事使用材料に係る仕様書	3
(3) 建設副産物の取扱い及び建設副産物実態調査に係る仕様書	4
(4) 建設発生残土処分に係る仕様書	14
(5) 施工体制台帳.....	24
(6) 座間市環境マネジメントシステムに係る仕様書.....	25
(7) 熱帯材使用型枠の削減について	26
(8) 公共工事における石綿（アスベスト）に関する仕様書	27
(9) 公共工事労務費等の調査に対する協力に関する仕様書	28
(10) 抜打ち検査の実施	29
(11) 保険の付保及び事故の保障に関する仕様書.....	30
(12) アスファルト混合物事前審査における土木工事共通仕.....	36
(13) 道路工事等における標示及び保安施設の設置基準.....	37
(14) 舗装版切断時に発生する濁水の処理に関する仕様書	39

第1章 総則

1. 目的

座間市発注の土木、建築工事等の施工にあたり、関係法令を遵守するとともに、工事施工に関する仕様書の共通取扱事項として下記のとおり定める。

2. 適用

- (1) 座間市が発注する土木工事の施工に当たっては、座間市土木工事共通仕様書（令和3年8月）を準用する。
- (2) 座間市が発注する水道工事の施工に当たっては、座間市水道工事標準仕様書（平成28年4月）及び座間市水道工事施工要領書（平成28年4月）を適用する。
- (3) 座間市が発注する下水道工事の施工に当たっては、下水道土木工事必携（案）（公益財団法人日本下水道協会）を準用する。
- (4) 座間市が発注する建築工事の施工に当たっては、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）・公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）・公共建築木造標準仕様書・建築物解体工事共通仕様書・公共住宅事業者等連絡協議会編集公共住宅建設工事共通仕様書・公共住宅建設工事標準仕様書（建築編・電気編・機械編）・防衛省地方協力局「防衛施設周辺防音事業工事標準仕方書」を準用する。

第2章 共通仕様

1. 共通仕様

(1) コリンズ (CORINS) への登録

請負者は、受注時または変更時において工事請負代金額が 500 万円以上の工事について、工事实績情報システム（コリンズ）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をコリンズから監督員にメール送信し、監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録をしなければならない。登録対象は、工事請負代金額 500 万円以上（単価契約の場合は契約総額）の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」はコリンズ登録時に監督員にメール送信される。

なお、変更時と工事完成時の間が 10 日間（土曜日、日曜日、祝日等を除く）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できる。

また、本工事の完成後において訂正または削除する場合においても同様に、コリンズから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。

【CORINS 登録についての問合せ先】

一般財団法人 日本建設情報総合センター（JACIC）

(2) 工事使用材料に係る仕様書

1. 座間市が発注する工事における使用材料は、原則として施工計画書に、名称・寸法・規格番号・製造会社名および納入時期を記載し、日本産業規格（JIS）・日本水道協会（JWWA）・日本下水道協会（JSWAS）の規格品、JIS 認定許可工場製造のコンクリート製品を除き、カタログ等の資料を添付し**提出**すること。
ただし、設計図書で材料を指定しているものについては、資料の添付を省略することができる。また、神奈川県コンクリート塊等処理指定登録工場より納入する再生砕石類については、資料の添付を省略することができる。
2. 座間市が発注する工事に使用する材料は、「工事材料検査申請書」に基づき、市監督員の**確認**を受けたものを使用しなければならない。また、使用前に材料検査（試験成績表等により書類審査、サンプル等の外観検査を含む。）を実施するので、請負者は材料納入時期等の連絡を密にとること。
3. 第1項、第2項の規定により材料検査に合格した材料は、同使用材料の**認定書**および試験成績書等に有効期間（期限）等が定められている場合には、その期間（期限）内のみ有効とする。この場合、その材料について合格した資料、成績表等、監督員から請求があった場合は、直ちに**提出**するとともに、検査時に**提出**しなければならない。
4. 次の材料については、受注工事に限り有効となるので、品質を証明する資料を請負者の責任において整備、保管し監督員から請求があった場合は、直ちに**提出**するとともに検査時に**提出**しなければならない。
 - ①アスファルト混合物（事前審査**認定**を受けていないもの）
 - ②JIS認定工場以外で製造された、レディーミクストコンクリート
 - ③地盤改良材
 - ④裏込め注入材
 - ⑤特別注文品及び、日本産業規格（JIS）・日本水道協会（JWWA）・日本下水道協会（JSWAS）の規格外品
 - ⑥その他、特記仕様書等に記載された材料及び、監督員が指示した材料

(3) 建設副産物の取扱い及び建設副産物実態調査に係る仕様書

本特記仕様書は、建設工事から発生する建設副産物についての取扱い及び建設副産物実態調査に関する事項を定めるものであり、座間市が発注する工事に適用する。

I. 総則

1 用語の定義

本特記仕様書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設工事 土木建築に関する工事をいう。
- (2) 建設副産物 建設工事に伴い副次的に得られた物品をいう。
- (3) 建設廃棄物 建設副産物のうち廃棄物処理法上の廃棄物に該当するものをいう。
- (4) 建設資材 土木建築に関する工事に使用する資材をいう。
- (5) 建設資材廃棄物 建設資材が廃棄物処理法上の廃棄物となったものをいう。
- (6) 建築物等 建築物その他の工作物をいう。
- (7) 解体工事 建築物にあっては、当該建築物のうち構造耐力上主要な部分の全部又は一部を取り壊す工事をいい、建築物以外の工作物にあっては、当該工作物の全部又は一部を取り壊す工事をいう。
- (8) 新築工事等 建築物等の新築その他の解体工事以外の建設工事をいう。
- (9) 分別解体等
 - ア 解体工事の場合は、建築物等に用いられた建設資材に係る建設資材廃棄物をその種類ごとに分別しつつ当該工事を計画的に施工する行為をいう。
 - イ 新築工事等の場合は、当該工事に伴い副次的に生じる建設資材廃棄物をその種類ごとに分別しつつ当該工事を施工する行為をいう。
- (10) 再資源化 分別解体等に伴って生じた建設資材廃棄物の運搬又は処分（再生することを含む）に該当するもので次に掲げる行為をいう。
 - ア 資材又は原材料として利用することができる状態にすること。
 - イ 燃焼の用に供することができるもの又はその可能性のあるものについて、熱を得ることに利用することができる状態にすること。
- (11) 対象建設工事 建設リサイクル法に規定する対象建設工事をいう。
- (12) 建設発生木材等 建設工事（工作物の新築、改築又は除去に係るものに限る。）に伴って副次的に得られた解体木くず、伐木材、伐根材その他の木材が廃棄物になったものをいう。
- (13) 建設リサイクル資材 「神奈川県県土整備局公共工事グリーン調達基準」の別表第7に定める認定対象品目の資材をいう。

- (14) 再生資源利用促進計画（実施）書 資源有効利用促進法に規定する再生資源利用促進計画（実施状況）をいう。
- (15) 再生資源利用計画（実施）書 資源有効利用促進法に規定する再生資源利用計画（実施状況）をいう。

II. 建設副産物適正処理・再資源化に関する事項

工事の施工等に当たっては、まず建設副産物の発生抑制に努め、発生したものについては再使用、再生利用を徹底し、そして熱回収が可能なものは熱回収を行うことを基本として取り組むこととし、このための施工方法及び建設資材の選択等については積極的に提案すること。

1 施工前に取り組む事項

建設副産物の発生抑制、分別解体等、再資源化等の中心的役割を担う者として、建設業法、建設リサイクル法その他の法令を遵守するとともに、発注者との連絡調整、管理及び施工体制の整備等を行うこと。

《管理及び施工体制の整備》

- (1) 工事現場における建設副産物対策の責任者を明確にし、廃棄物処理計画の作成に努めること。
- (2) 請負代金の額が100万円以上（税込）の場合には、次の事項を行うこと。
- ア 次項Ⅲ. に基づき建設副産物情報交換システムに工事情報を登録すること。
- イ 建設副産物情報交換システムから出力する等をして、「再生資源利用促進計画書」及び「再生資源利用計画書」を作成し、施工計画書に添付するとともに、監督員に提出して説明すること。
- ウ 上記イで作成した内容に変更が生じたときは、速やかに再生資源利用促進計画書及び再生資源利用計画書を変更し、その変更内容を監督員へ速やかに報告する。
- エ 再生資源利用促進計画書及び再生資源利用計画書は公衆の見やすい場所に掲示（デルタルサイネージによる掲示も可）すること。
- (3) 体積が500 m³以上ある建設発生土を工事現場から搬出する建設工事を施工する場合には、資源有効利用促進法に規定する「確認結果票」を作成し、上記イ、ウ及びエと同様に行うこと。
- (4) 対象建設工事においては、契約前に発注者に提出した「説明書」を施工計画に添付すること。
- (5) 再生資源利用促進計画書、再生資源利用計画書及び廃棄物処理計画等の内容については、現場担当者の教育、協力業者に対する周知徹底と明確な指導を行うこと。

《下請契約》

- (6) 工事の一部を下請発注し、生じた建設廃棄物を処理委託する場合は個別に直接処理委託の契約をすること。
- (7) 分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用の適正な負担に努めること。
- (8) 対象建設工事にあつては、発注者に提出した「説明書」の内容を下請負人に告げるとともに、分別解体等の計画等に沿った施工、特定建設資材廃棄物の再資源化について指導を徹底すること。
- (9) 対象建設工事の下請契約には、建設業法による事項の他、分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称及び所在地並びに再資源化等に要する費用を記載すること。
- (10) 解体工事を下請けさせる場合は、建設業法に基づく土木工事業、建築工事業又は解体工事業に係る許可業者又は、建設リサイクル法に基づく解体工事業の登録業者に発注すること。

ただし、解体工事業登録業者は請け負うことができる工事の規模に制限があるので注意すること。

《事前調査等》

- (11) 対象建設工事においては、建設工事の着手に先立ち対象建築物等及びその周辺の状況、作業場所の状況、搬出経路の状況、残存物品の有無、付着物の有無等の調査を行うこと。
- (12) 調査結果に基づき、作業場所及び搬出経路の確保、残存物品の搬出や付着物の除去など適正な工事を実施するための措置を講ずること。

《再生品の利用》

- (13) 建設資材廃棄物の再資源化により得られた建設資材については、利用用途に応じた品質等を考慮した上で、次の事例を参考とし、可能な限り利用すること。

ア 道路等の舗装の路盤材、建築物の砂利・砂・割り石等の材料は、原則として、「コンクリート塊等の処理及び建設リサイクル資材に関する事務取扱要領」に基づく県土整備局のコンクリート塊等処理指定工場から再生砕石等を調達すること。ただし、再生砂（RC-10）の利用に当たっては、製造者側から試験結果報告書を入手し六価クロムに係る環境基準の適合確認をした上で、監督員に報告書を提出し、確認を受けることとする。

なお、請け負った工事において再生砕石等を使用する場合は、上記要領に基づき、購入先その他の建設リサイクル資材の利用に関する内容（再生資源利用計画書）を記載した施工計画書に当該指定工場の材料試験成績書を添えて、監督員に提出すること。

また、工事が完了したときは、上記要領に基づき当該工事に使用した再生砕石等の使用数量を建設リサイクル資材利用報告書に再生骨材購入指定工場の納入証明書を受け、監督員へ提出すること。

イ 建築工事の内装材等及び道路舗装材には、「工事における環境配慮型公共工事の推進に関する特記仕様書」を参考に、パーティクルボードや再生加熱アスファルト混合物等の利用に努めること。

ウ この他、コンクリート型枠材としてのパーティクルボード（ストランドボード）等エンジニアードウッドの利用、法面の緑化材、雑草防止材等としての再生木質マルチング材等の利用を積極的に提案すること。

2 施工に関する事項

分別解体等及び建設資材廃棄物の処理等の過程においては、廃棄物処理法、大気汚染防止法、労働安全衛生法、神奈川県生活環境の保全等に関する条例等関係法令の遵守を徹底するとともに、アスベスト、ＣＣＡ処理木材、フロン類、非飛散性アスベスト、ＰＣＢ等の取扱いには十分注意し、有害物質等の発生抑制及び周辺環境への影響の防止を図ること。

《発生抑制》

（１）端材の発生が抑制される施工方法の採用及び建設資材の選択等について、次の事例を参考に、積極的な提案を行うこと。

ア 解体時において再使用が容易に行える施工方法の採用

イ 耐久性の高い建築物等の建築等

ウ 使用済コンクリート型枠の再使用

エ コンクリート塊及びアスファルト・コンクリート塊の現場内破碎による路盤材等への再利用

オ 建設汚泥の現場内での脱水、固化等による盛土材等への再生利用

《分別解体等》

（２）建設業者にあつては主任技術者（監理技術者）、解体工事業登録業者にあつては技術管理者を設置するとともに、工事の現場に標識を掲げること。

（３）建設副産物を、次の区分に留意して、種類ごとに分別しつつ工事を施工するよう努めること。

ア 建設廃棄物と建設発生土

イ 一般廃棄物（飲料の空缶や弁当がら、刈草等）と産業廃棄物（伐木材・伐根材等）

ウ 特別管理産業廃棄物（飛散性アスベスト廃棄物等）と再資源化できる産業廃棄物

エ 安定型産業廃棄物（がれき類、廃プラスチック類、ガラスくず及び陶磁器くず、ゴムくず等）と管理型産業廃棄物（燃え殻、木くず、廃石膏ボード等）

（４）対象建設工事においては、分別解体等の計画等に定める、工事工程の順序、当該工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法により、現場において、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材等をその種類ごとに確実に分別しつつ施工すること。

《再資源化等》

(5) コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材等、建設発生土は、再生資源利用促進計画書に基づき、再資源化施設等に搬出するとともに、再生資源の活用に努めること。(再生資源利用促進計画書については、Ⅲ.を参照)

(6) コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊は、原則として県土整備局のコンクリート塊等処理指定工場へ搬出すること。

その際には、「コンクリート塊等の処理及び建設リサイクル資材に関する事務取扱要領」に基づき搬出先その他のコンクリート塊等の再資源化に関する内容(再生資源利用促進計画書)を記載した施工計画書を監督員に提出するなど、所定の手続きを取ること。

(7) 建設発生木材等は、原則として県土整備局の指定事業者の指定施設へ搬出すること。

その際には、「建設発生木材等の再資源化に関する事務取扱要領」に基づき、搬出先その他の建設発生木材等の再資源化に関する内容(再生資源利用促進計画書)を記載した施工計画書を監督員に提出するなど、所定の手続きを取ること。

(8) 体積が500 m³以上ある土砂を搬入した場合には、速やかに資源有効利用促進法に規定する「受領書」を搬入元の元請業者等に交付すること。

(9) その他の建設廃棄物(特定建設資材廃棄物以外の廃棄物、対象建設工事でない工事による建設廃棄物)についても、可能な限り分別解体等を実施し、再資源化等に努めること。

《適正処理》

(10) 廃棄物を処理する場合には、元請業者は、排出事業者として自らの責任において、廃棄物処理法等関係法令に基づき、可能な限り現場で減量化した後に適正に処理すること。

(11) 廃棄物の処理を委託する場合には次の事項に留意すること。

ア 運搬と処分についてそれぞれの許可業者と各々委託契約すること。また、吹き付けアスベスト除去工事等に伴い発生する飛散性アスベスト廃棄物等の特別管理産業廃棄物はその専門業者に委託すること。

イ 適正な委託契約を行わない状況で、受託者が不法投棄等を行った時には、委託基準違反として委託者にも責任が及ぶことになるため、適正な委託費用をもって適切な委託契約を行い、併せて契約内容を確実に履行するよう関係者を指導監督すること。

ウ 産業廃棄物の処理を委託する場合には、産業廃棄物管理票(マニフェスト)を交付し、最終処分(再生を含む。)が完了したことを確認すること。

3 施工の完了後に行う事項

(1) 再生資源利用促進計画書及び再生資源利用計画書を作成した工事にあつては、産業廃棄物管理票(マニフェスト)と照合した上で実施状況を記録し、建設副産物情報交換システムから出力する等をして、「再生資源利用促進実施書」及び「再生資源利用実施書」を作成し、監督員に提出するとともに、その内容を報告すること。

(2) 再生資源利用促進計画(実施)書、再生資源利用計画(実施)書及び確認結果票は、5

年間保存すること。

- (3) 対象建設工事においては、産業廃棄物管理票（マニフェスト）と照合して、特定建設資材廃棄物の再資源化が完了したことを確認したときは、速やかに「再資源化等報告書」を発注者に提出するとともに、再資源化等の実施状況に関する記録を作成し、保存すること。
- (4) 次項Ⅲ.に基づき建設副産物情報交換システムに工事情報を登録した場合は、上記（3）の建設リサイクル法に基づく再資源化等報告書は監督員に提出されたものとみなす。
- (5) コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊については、「コンクリート塊等の処理及び建設リサイクル資材に関する事務取扱要領」に基づき、当該工事で発生したコンクリート塊等の指定工場への搬出を完了したときは、速やかにコンクリート塊等搬入完了報告書に指定工場の証明を受けて監督員へ報告すること。
- (6) 建設発生木材等については、「建設発生木材等の再資源化に関する事務取扱要領」に基づき、当該工事で発生した建設発生木材等の指定施設への搬出を完了したときは、速やかに建設発生木材等搬入完了報告書に指定施設の証明を受けて監督員へ報告すること。

上記（1）から（6）の書類は、完成検査時の確認事項とするので、契約工期内に提出すること。

（参 考）

- 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）（令和 7 年 6 月 1 日改正）（建設リサイクル法）
- 特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等に関する基本方針（平成 13 年 1 月 17 日 農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省告示第 1 号）
- 神奈川県における特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の実施に関する指針（平成 14 年 5 月 28 日 神奈川県告示第 366 号）
- 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）（令和 5 年 4 月 1 日改正）（ラージリサイクル法）
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）（令和 7 年 6 月 1 日改正）（廃棄物処理法）
- 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）（令和 3 年 9 月 1 日改正）（グリーン購入法）
- 建設副産物適正処理推進要綱（平成 14 年 5 月 30 日改正）

Ⅲ. 建設副産物実態調査に関する事項

現場から発生する建設副産物についての発生量および再生資源利用量の実態把握について定める。

- 1 元請業者は、建設資材利用量の大小や有無及び建設副産物発生量・搬出量の大小や有無にかかわらず、当該年度に終了した最終請負額が100万円以上（税込）の工事は、次項の建設副産物実態調査作業手順にもとづき調査データを提出するものとする。ただし、複数年度にまたがる債務工事等の工事額は、当該年度の年割り額を記入し、工事内容は当該年度分の資材利用量、建設副産物発生量・搬出量のみを記入する。

本調査の対象品目は、表1の通りである。

表1 調査対象品目

対象	調査対象品目	備考
搬入する 建設資材	・コンクリート ・コンクリート及び鉄から成る建設資材 ・木材 ・アスファルト・コンクリート ・土砂 ・砕石 ・塩化ビニル管・継手 ・石膏ボード ・その他建設資材	
搬出する 建設副産物	・コンクリート塊 ・建設発生木材A（柱、ボードなどの木製資材が廃棄物となったもの）※1 ・アスファルト・コンクリート塊 ・その他がれき類 ・建設発生木材B（立木、除根材などが廃棄物となったもの）※2 ・建設汚泥 ・混合状態の廃棄物（建設混合廃棄物）※3 ・金属くず ・廃塩化ビニル管・継手 ・廃プラスチック（廃塩化ビニル管・継手を除く） ・廃石膏ボード ・紙くず	※1 建設発生木材等のうち、解体木くず、新築端材木くず等が該当する。 ※2 建設発生木材等のうち、建設工事（工作物の新築、改築又は除去に係るものに限る。）に伴って副次的に得られる伐木材、伐根材が該当する。 ※3 現場へ搬出する状態で判断し、発生と搬出の間に分別された場合には、分別後の品目が発生したものとみなす。

	・アスベスト（飛散性） ・その他分別された廃棄物 ・第一種～第四種建設発生土及び浚渫土（建設汚泥は除く）	
--	--	--

2 建設副産物実態調査のコブリス・プラスの作業手順は、次のとおりとし、元請業者が行うものとする。

（１）一般財団法人日本建設情報総合センターのホームページ

<http://www.fkplus.jacic.or.jp/>

から建設副産物情報交換システム（コブリス・プラス）にログインする。

システムの操作方法については、「トップページ」内の「コブリス・プラスでできること（動画）」、「コブリス・プラスの使い方」ページ内の「民間企業の方へ」「■工事の受注者の方へ」

（１）及び、「■受注者向け（動画）」を参照する。

（２）当初契約時点でのデータを入力する。データ入力の際、データチェック結果にて「確認が必要な事項」がある場合は、修正の要否を確認し、修正が完了したデータをコブリス・プラス上で監督員へ提出する。（監督員からコブリス・プラスで修正指示がある場合（提出状況欄が「問い合わせあり」の場合）は修正登録をする。）

（３）「再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書のダウンロード」から、当該様式（計画）を印刷し、監督員に提出する。

（４）工事完成時に実施書（最終データに修正）に書き換える。データチェック結果にて「確認が必要な事項」がある場合は、修正の要否を確認し、修正が完了したデータをコブリス・プラス上で監督員へ提出する。（監督員からコブリス・プラスで修正指示がある場合（提出状況欄が「問い合わせあり」の場合）は修正登録をする。）

（５）「再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書のダウンロード」から、当該様式（実施）を印刷し、監督員に提出する。

（６）工事検索画面から当該工事を検索し、「データ登録済み確認書」を印刷し、修正を要するエラーが出ていないことを確認の上、督員に提出する。

3 データ入力上の留意点

（１）建設発生土の搬出がある場合は、「公共建設発生土処理に係る特記仕様書」を参照すること。

（２）チェック結果及び「データ登録済み確認書」のチェック結果で確認が必要な事項に下記の項目がある場合は修正する。

11. レンジオーバー

（発生箇所：工事概要）

請負金額の単位が「万円」であることを再確認し、桁間違いをしていないか確認のうえ、修正登録。

20. 現場内不整合

(発生箇所：様式1 土砂、様式2 建設発生土)

「様式1 の土砂（現場内利用量）」＝「様式2 の建設発生土（現場内利用量）」となるように修正登録。

(発生箇所：様式1 砕石、様式2 コンクリート、アスファルト・コンクリート)

「様式1 の砕石（現場内利用量）」＝「様式2 のコンクリート、アスファルト・コンクリート（現場内利用量）」となるように単位換算をした数値で修正登録。

24. リサイクル率対象外

(発生箇所：様式2 コンクリート、様式2 アスファルト・コンクリート)

原則として、搬出先は県土整備局のコンクリート塊等処理指定工場（再資源化工場）となるため修正登録。

(発生箇所：様式2 建設発生木材 A、B)

原則として、搬出先は県土整備局の指定事業者の指定施設（再資源化施設）となるため修正登録。

(発生箇所：様式2 建設発生土（第一種～第四種、浚渫土）)

原則として、搬出先は県指定受入地となるため修正登録。

(4)建設発生残土処分に係る仕様書 指定処分A(指定受入地)

1 適用

本仕様書は、設計図書にて、建設発生土の受入地を指定して処理する工事に適用する。

2 目的

請負者は、再生資源の利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）の趣旨を理解し、当該現場からの建設発生土の利用の促進に努めなければならない。

3 用語の定義

指定処分（A）： 設計図書にて、建設発生土の受入地を指定している処分区分をいう。

4 請負者が自ら選定した仮置場に建設発生土を搬入する場合は、事前に別紙「様式1」により確認届を提出し、市の承諾を得ること。

5（1）請負者は、「再生資源の利用の促進に関する法律」に基づく再生資源利用促進計画書（以下計画書）及び、再生資源利用促進実施書（以下、実施書）を提出すること。

（2）体積が500m³以上である建設発生土を工事現場から搬出する建設工事を施工する場合、請負者は監督員が記載した土壌汚染対策法等手続の確認フロー（別紙「様式3」）（以下、確認フロー）及び再生資源利用促進計画の作成に伴う確認結果票（別紙「様式4」）（以下確認結果票）を確認し、確認結果票を作成すること。

（3）請負者は、計画書及び確認結果票を施工計画書に添付するとともに、監督員に提出して説明すること。また、建設発生土を運搬する者に計画書及び確認結果票を通知し、監督員が求めた場合は通知結果を提示すること。

（4）請負者は、（2）で作成した内容に変更が生じた場合、速やかに計画書及び確認結果票を変更するものとし、その内容を発注者に速やかに報告すること。また、建設発生土を運搬する者に計画書及び確認結果票を通知し、監督員が求めた場合は通知結果を提示すること。

（5）請負者は、計画書及び確認結果票を公衆の見やすい場所に提示（デジタルサイネージによる掲示も可）すること。

（6）請負者は、計画書・確認結果表・確認フロー・実施書を完成日から5年間保存すること。

（7）請負者は、建設発生土を計画書に記載した搬出先に搬出した場合、搬出先の管理者に対し受領書（別紙「参考様式」）の交付を求めること。

また、交付を受けた場合は計画書に記載した内容と一致するか確認するとともに当該受領書又は、写しを工事完成日から5年間保存すること。

なお、監督員が求めた場合は提示すること。

6 情報の提供

請負者は、建設発生土を100m³以上搬出する場合、建設発生土搬入のお知らせ（様式-2）により搬出前までに、搬出市町村の建設発生土担当窓口あてに、建設発生土に関する情報

を提出しなければならない。

情報の提供後は、速やかにその写しを監督員に提出しなければならない。

建設発生残土処分に係る仕様書 指定処分A（工事間流用）

1 適用

本仕様書は、設計図書で建設発生土の受入地を指定して工事間流用を図る工事に適用する。

2 目的

請負者は、再生資源の利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）の趣旨を理解し、当該現場からの建設発生土の利用の促進に努めなければならない。

3 用語の定義

指定処分（A）： 設計図書にて、建設発生土の受入地を指定している処分区分をいう。

4 搬出、搬入に必要な手続きや、土量管理手法等は監督員の指示によること。

5 請負者が自ら選定した仮置場に建設発生土を搬入する場合は、事前に別紙「様式1」により確認届を提出し、市の承諾を得ること。

6（1）請負者は、「再生資源の利用の促進に関する法律」に基づく再生資源利用促進計画書（以下計画書）及び、再生資源利用促進実施書（以下、実施書）を提出すること。

（2）体積が500m³以上である建設発生土を工事現場から搬出する建設工事を施工する場合、請負者は監督員が記載した土壤汚染対策法等手続の確認フロー（別紙「様式3」）（以下、確認フロー）及び再生資源利用促進計画の作成に伴う確認結果票（別紙「様式4」）（以下確認結果票）を確認し、確認結果票を作成すること。

（3）請負者は、計画書及び確認結果票を施工計画書に添付するとともに、監督員に提出して説明すること。また、建設発生土を運搬する者に計画書及び確認結果票を通知し、監督員が求めた場合は通知結果を提示すること。

（4）請負者は、（2）で作成した内容に変更が生じた場合、速やかに計画書及び確認結果票を変更するものとし、その内容を発注者に速やかに報告すること。また、建設発生土を運搬する者に計画書及び確認結果票を通知し、監督員が求めた場合は通知結果を提示すること。

（5）請負者は、計画書及び確認結果票を公衆の見やすい場所に提示（デジタルサイネージによる掲示も可）すること。

（6）請負者は計画書・確認結果表・確認フロー・実施書を完成日から5年間保存すること。

（7）請負者は建設発生土を計画書に記載した搬出先に搬出した場合、搬出先の管理者に対し受領書（別紙「参考様式」）の交付を求めること。

また、交付を受けた場合は、計画書に記載した内容と一致するか確認するとともに当該受領書又は写しを工事完成日から5年間保存すること。

なお、監督員が求めた場合は提示すること。

7 情報の提供

請負者は、建設発生土を 100m³ 以上搬出する場合、建設発生土搬入のお知らせ（様式-2）により搬出前までに、搬出市町村の建設発生土担当窓口あてに、建設発生土に関する情報を提出しなければならない。

情報の提供後は、速やかにその写しを監督員に提出しなければならない。

確 認 届(受入地・仮置場)

令和 年 月 日

(宛先) 座 間 市 長

請負人 住 所
会 社 名
代表者名
電 話

本工事に係る以下の建設発生土 受入地・仮置場について、公共建設発生土処理に係る特記仕様書記載事項に基づき適法であることを確認しました。

契約工事名		処分方法		指定A・指定B・確認	
受入地等所在地 地番まで)			(受入地名:)		
事業区分	☐ 土地区画整理事業 ☐ 砂利及び碎石採取事業 ☐ 土地改良事業 ☐ 開発行為 () ☐ 農地転用 ☐ 農地一時転用 ☐ その他 () ※該当するものに○を付ける				
	許可指令番号等		事業期間		～
事業地	管 理 者	(社名代表者等) ☐ その他 (			
	住 所・連 絡 先		電 話		
その他	地 権 者 氏 名		住所		電 話
	地 目				
地山土量・運搬距離		m 3		k m	
受入料金・搬入期間		(税別) 円/m3 R〇.〇.〇～R〇.〇.〇			

備考 搬入経路図受入地・仮置場の行為範囲を明示した明細地図、許可書の写し、現況写真(搬入前)を添付する。

搬入完了後の監督員により現地確認状況写真を工事写真帳に添付すること。

受入料金は処理料金のみとする。

仮置場を利用する場合の運搬距離の記載は、仮置場の確認届には現場から仮置場までの距離、受入地の確認届には仮置場から受入地までの距離を記載する。

発注者の承諾を得て搬入すること。

建設発生土搬入のお知らせ

令和 年 月 日

殿

会 社 名
現場代理人名
電 話

下記のとおり、貴市町村内への受入先に建設発生土を搬出いたしますので、お知らせいたします。

工	事	件	名								
工	事	場	所								
工	事	概	要								
工	事	発	注	機	関	名					
工	事	監	督	員	又	は	担	当	者	名	
連	絡	先	機	関	・	電	話	番	号		
工	事	請	負	業	社	名					
担	当	者	名	・	電	話	番	号			
建	運	搬	業	者							
設	受	入	先	(	名	称	等	)			
発	住	所									
生	運	搬	経	路							
土	搬	出	時	期							
	土	質	土	量							

土壌汚染対策法等手続の確認フロー(●●工区)

これまでに土壌汚染対策法等に関する手続が行われているか(土壌汚染対策法第3条・第4条・第5条・第14条関係及び県、横浜市、川崎市の土壌汚染に関する条例)	
Yes	No
(土壌汚染対策法第6条第1項、第11条第1項) 手続の結果、土壌汚染対策法に基づき既に区域指定されている(区域指定の手続中を含む)※1	((1)土壌汚染対策法第4条第1項、(2)同法第3条第7項) 本工事に關して、 (1)一定規模(原則3,000m ² 、(2)を除く工場等)における土地では900m ² 以上の土地の形質の変更を行う予定 又は (2)工場等で土壌汚染の調査が猶予されている土地における900m ² 以上の土地の形質の変更を行う予定はあるか
Yes	No
県、横浜市、川崎市の土壌汚染に関する条例に基づき既に区域指定又は公表されている(手続中を含む) ※2	県、横浜市、川崎市の土壌汚染に関する条例で規定される要件(規模や特定の土地等)において、土地の形質の変更を行う予定はあるか
Yes	No
本工事に關して、土壌汚染対策法又は県、横浜市、川崎市の土壌汚染に関する条例に基づき、汚染土壌の区域外への搬出に關する届出等を行っているか あるいは、汚染土壌の区域外への搬出が無いことを確認したか	未届の場合、届出が必要(必要に応じて所管の都道府県等へ問合せをすること)
Yes	No
届出が必要(必要に応じて所管の都道府県等へ問合せをすること)	届出の結果、土壌調査が必要と判断されたか
①届出済又は届出を要しないことを確認	土壌調査を実施した結果、土壌汚染対策法又は都道府県等の土壌汚染に関する条例に基づく基準に適合していたか
②搬出可能	②搬出可能
結果区分	確認結果
(2)	手続確認済(搬出可能)
(備考)	

【補足事項】

- ・ フローのうち該当する箇所(Yes又はNoの矢印)を太線にすること。
- ・ 本フローは確認結果票とともに記録・保存すること。
- ・ 結果区分が①の場合には、建設発生土ではなく汚染土としての取扱いとなる。
- ・ 結果区分が②の場合には、搬出にあたって土砂検定試験の実施など受入条件に従うこと。
- ・ 詳細は「確認結果票作成にあたっての解説(土壌汚染対策法等の手続き確認等編)」を参照すること。
https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/content/001609955.xlsx

※1 土壌汚染対策法に関する政令10市(横浜・川崎・相模原・横須賀・平塚・藤沢・小田原・茅ヶ崎・厚木・大和)の区域指定状況については各市HPを参照すること。

※2 県条例に関する権限移譲8市(相模原・横須賀・平塚・藤沢・小田原・茅ヶ崎・厚木・大和)の公表については各市HPを参照すること。それ以外は、県HPを参照すること。

横浜市・川崎市条例に關することについては各市HPを参照すること。

〈県〉神奈川県生活環境の保全等に関する条例
 〈横浜市〉横浜市生活環境の保全等に関する条例
 〈川崎市〉川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例

監督員が記載して、発注

再生資源利用促進計画の作成に伴う確認結果票

工事名	
元請建設工事業業者等	
作成・更新年月日	

土砂の搬出に係わる土壌汚染対策法等の手続確認結果

受注者が記載

工区等	結果区分	確認結果
〇〇工区	②	手続確認済(搬出可能)

注) 結果区分が①の場合には、建設発生土ではなく汚染土としての取扱いとなる

建設発生土の搬出先確認結果

確認フロー「様式3」の結果を

No	搬出先名称	確認結果	詳細
1	〇〇〇受入地	他法令許可等	採石法第33条の採取計画認可登録番号●●県000000000号
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			

監督員が記載して、発注

・受注者は、本票を監督員と確認し、作成すること。

(受領書記載例)		(例：受入地の場合)	令和●年●月●日
(搬出元：受注者)	●●●建設株式会社		
責任者（※）	●●●殿		
		(受領先)	
		○○○受入地	
		責任者（※）	○○○
土砂受領書			
受領先の名称及び所在地	: ○○○受入地 ○県○市○町○番地○地内		
受領した管理者の商号	: ○○○建設株式会社		
搬出元の名称及び所在地	: ●●●建設株式会社 ●●●建設工事（工事名） ●県●市●町●番地●地内		
土砂の搬出量	: 盛土利用等 第1種建設発生土●●●m ³ （地山m ³ ）		
搬入が完了した日	: 令和●年●月●日		

(受領書記載例)		(例：中継基地の場合)	令和●年●月●日
(搬出元：受注者)	●●●建設株式会社		
責任者（※）	●●●殿		
		(受領先)	
		○○○受入地	
		責任者（※）	○○○
土砂受領書			
受領先の名称及び所在地	: ○○○受入地 ○県○市○町○番地○地内		
受領した管理者の商号	: ○○○建設株式会社		
搬出元の名称及び所在地	: ●●●建設株式会社 ●●●建設工事（工事名） ●県●市●町●番地●地内		
土砂の搬出量	: 一時堆積 第1種建設発生土●●●m ³ （地山m ³ ）		
搬入が完了した日	: 令和●年●月●日		

※ 「建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断基準となるべき事項を定める省令 第9条（管理体制の整備）」により定める工事現場における責任者（監理技術者など）

(受領書記載例)		令和●年●月●日
(搬出元：受注者)		
●●●建設(株)		
責任者(※) ●●●殿		(受領先)
		○○○建設(株)
		責任者(※) ○○○
土砂受領書		
受領先の名称及び所在地	:	○○○建設工事(工事名) ○県○市○町○番地○地内
受領した管理者の商号	:	○○○建設(株)
搬出元の名称及び所在地	:	●●●建設(株) ●●●建設工事(工事名) ●県●市●町●番地●地内
土砂の搬出量	:	盛土利用等 第 種建設発生土●●●m ³ (地山m ³)
搬入が完了した日	:	令和●年●月●日

※ 「建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断基準となるべき事項を定める省令 第9条(管理体制の整備)」により定める工事現場における責任者(監理技術者など)

(5) 施工体制台帳

1. 一般事項

請負者は、工事を施工するために下請契約を締結した場合、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」（平成 30 年 12 月 20 日付け国官技第 62 号、国営整第 154 号、平成 27 年 3 月 27 日付け国港技第 123 号、平成 27 年 3 月 16 日付け国空安保第 763 号、国空交企第 643 号）に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出しなければならない。

2. 施工体系図

第 1 項の請負者は、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」（平成 27 年 3 月 30 日付け国官技第 325 号、国営整第 292 号、平成 27 年 3 月 27 日付け国港技第 123 号、平成 27 年 3 月 16 日付け国空安保第 763 号、国空安保第 763 号、国空交企第 643 号に従って）に従って、各下請負業者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともにその写しを監督員に提出しなければならない。

3. 名札等の着用

第 1 項の請負者は、監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者（下請負者を含む）及び第 1 項の請負者の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならない。

名札は図 1-1-1 を標準とする。（監理技術者補佐は建設業法第 26 条第 3 項ただし書きに規程する者をいう。なお令和 2 年 10 月 1 日以降において監理技術者補佐を配置する場合に適用する。）

名札の標準図

監理(主任)技術者、監理技術者補佐	
氏 名	〇〇 〇〇
工事名	〇〇〇〇 工事
工 期	自 〇〇年〇〇月〇〇日 至 〇〇年〇〇月〇〇日
会 社	◇◇建設株式会社
写 真 2cm×3cm 程度	印

[注 1]用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。

[注 2]所属会社の社印とする。

4. 施工体制台帳等変更時の処置

第 1 項の請負者は、施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、その都度速やかに監督員に提出しなければならない。

(6) 座間市環境マネジメントシステムに係る仕様書

(環境配慮に係る仕様書)

1. 適用

本仕様書は、座間市が発注する請負金額 300 万円以上の建築・土木工事に適用する。

2. 環境方針

建築・土木工事の廃棄物の削減及び周辺環境に配慮した工事を推進し、再生資材の利用促進に努める。

3. 目的・目標

環境方針を実施するために、以下のとおり、目的、目標を定めました。

方 針	目 的	目 標
廃棄物の削減	(発生抑制) 残土・アスファルト・コンクリートの発生抑制及びリサイクルに努める	残土・アスファルト・コンクリートを減らす工法等を採用する
		アスファルト、コンクリート、路盤廃材、鉄くずのリサイクル率 100%
		伐採木・剪定枝の 40% 再利用に努める
周辺環境に配慮した建築・土木工事の推進	工事に伴う騒音、振動、粉塵、排ガス及び燃料消費の低減に努める	騒音・振動の低減に努める
		粉塵の低減に努める
		排ガスの低減に努める
		燃料消費の低減
再生資材の利用促進	再生資材、環境負荷の少ない資材の使用を徹底する	熱帯木材の使用縮減に努める
		「環境配慮型資材」の利用に努める。

4. 記載・実施

環境方針に基づき、目的及び目標を十分に理解し、できるものをできる範囲で積極的に実施しなければならない。また、その内容を具体的に施工計画書に記載しなければならない。

(7) 熱帯材使用型枠の削減について

従前使用されていた、熱帯材を原料とするコンクリート型枠用合板（熱帯材100%のもの）は使用しないものとする。

請負者は、これに替わる代替型枠の選択に当たっては、地球環境保全に配慮するとともに、その工事の作業条件等により、請負者の責任と費用負担により選択するものとし、代替型枠について、施工計画書に記載するものとする。

コンクリート型枠用合板（針葉樹型枠、複合型枠）を使用する場合は、塗装されたものを極力使用し、その型枠の転用の増加を図るものとする。

また、最終的な型枠材料の処理としては、できるだけ再利用をするなどして資源の有効利用の促進に努めるものとする。

(8) 公共工事における石綿（アスベスト）に関する仕様書

石綿による健康障害を防止するため、工事の施工にあたっては次のとおりとする。

- 1 使用する全ての建材は、石綿を原材料としていないものを用いて施工すること。
なお、原則として「石綿を原材料としていない証明書」等の品質を証明する資料を提出し、監督員の確認を受けなければならない。
- 2 下請契約における受注者に対しても、同様の内容を周知し徹底を図ること。
- 3 労働安全衛生法、石綿障害予防規則、大気汚染防止法等及び神奈川県生活環境の保全等に関する条例により、適正に施工すること。

また解体、改修工事等（石綿含有仕上塗材撤去）についても同様に上記関係法令等に基づき施工すること。

(9) 公共工事労務費等の調査に対する協力に関する仕様書

(適用)

- 1 工事が、座間市が実施する公共事業労務費等の対象工事となった場合、請負者は調査票等に必要事項を正確に記入し、監督員に**提出**する等必要な協力を行わなければならない。

調査票等を**提出**した事業所を座間市が事後に訪問して行う調査、指導の対象に請負者がなった場合、請負者はその実施に協力しなければならない。

また、本工事の工期経過後においても同様とする。

(労務管理等)

- 2 公共事業労務費等の調査対象工事となった場合、正確な調査票等の**提出**が行えるよう、請負者は、労働基準法に従って就業規則等を作成すると共に、賃金台帳等を整理し保存するなど日頃より使用している現場労務者の賃金時間管理等を適切に行っておかななければならない。

(下請業者への徹底)

- 3 座間市の承諾後、請負者が本工事の一部について下請け契約を締結する場合には、請負者は、当該下請け工事の受注者（当該下請け工事の一部にかかる二次以降の下請け人を含む。）が前2項と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

（１０）抜打ち検査の実施

座間市が発注する工事請負代金額が 300 万円以上の工事について、座間市抜打ち検査実施要領（平成 19 年 9 月 1 日施行）に基づき抜打ち検査を実施する。

(1 1) 保険の付保及び事故の保障に関する仕様書

1. 保険加入の義務

請負者は、雇用保険法、労働災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。

2. 補償

請負者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。

3. 掛金収納書の提出

請負者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同組合に加入し、その掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後原則1ヵ月以内に、発注者に提出しなければならない。

証紙購入状況等を把握するため、請負者は、工事請負契約金額が500万円以上で、共済証紙を購入した場合は、「建設業退職金共済証紙購入状況報告書」（様式2号）に掛金収納書（以下「収納書」という）を添付しなければならない。

なお、工事請負契約金額が500万円未満の場合においても発注者が証紙購入状況等を把握する必要があると認めるときは、関係資料の提出を求める場合がある。

4. 共済関係提出書、共済証紙貼付実績報告書の提出

請負者は、工事請負契約金額が500万円以上の場合、別に定める「建設業退職金共済関係提出書」（様式1号）及び「建設業退職金共済証紙貼付実績報告書」（様式3号）を工事完成時に発注者に提出しなければならない。

(様式1号)

建設業退職金共済関係提出書

(工事契約金額 500 万円以上)

発注者名		座間市長		
契約 工事	契 約 工 事 名			
	契 約 金 額	円	契約年月日	年 月 日
	契 約 工 期	年 月 日 ～ 年 月 日		
	工 事 完 成 年 月 日	年 月 日		
請 負 者	名 称			
	住 所			
	代 表 者 氏 名			
	電 話 番 号			
建設業退職金共済実施状況				
1 建設業退職金共済担当部署及び担当者 (1) 担当部署 (2) 担当者				
2 建設業退職金共済への加入状況 (○印) (1) 加入済 (年 月 日加入 共済契約者番号 一) (2) 未加入 (理由:)				
3 発注者用掛金収納書提出状況 (○印) (1) 提出年月日 年 月 日 (2) 未提出(理由:)				
4 証紙購入状況 (1) 購入年月日 年 月 日 (2) 購入金額 円 (算出基礎 円 × 枚)				
5 証紙貼付状況 (1) 貼付実施状況 (○印) ア 貼付している イ 貼付していない(理由:) (2) 証紙貼付対象者数 ア 実人員 人 イ 延人員 人 (3) 証紙貼付方法 (○印) 毎日 毎月 賃金支払時 その他 ()				

(4) 証紙貼付方法 (○印)		
給料担当者	現場代理人	その他 ()
6 証紙受払簿		
(1) 備付け状況 (○印)		
ア 備付けている		
イ 備付けていない (理由:)		
7 下請契約締結状況 (○印)		
	締結	未締結
(1) 下請業者名		
住所		
契約金額		工種
下請業者名		
住所		
契約金額		工種
下請業者名		
住所		
契約金額		工種
下請業者名		
住所		
契約金額		工種
(2) 下請業者に対する制度概要、組合加入等説明状況 (○印)		
ア 説明している (具体状況		
イ 説明していない (理由:)		
(3) 下請への証紙の現物給付状況 (○印)		
ア 有 (金額 円)		
イ 無 (理由:)		
(4) 下請契約金額への建設業退職金共済掛金相当分の積算状況 (○印)		
ア 有 (金額 円)		
イ 無 (理由:)		
8 建設業退職金共済制度適用事業主現場明示標識掲示状況		
(1) 掲示している (枚数) 枚 (主な場所)		
(2) 掲示していない (理由:)		
提出年月日 年 月 日		
(発注者記載欄)		
発注者(監督員等)確認者氏名		

(様式2号)

年 月 日

(宛先) 座 間 市 長

所 在 地

代表者氏名

印

建設業退職金共済証紙購入状況報告書

次のとおり共済証紙を購入したので、当該掛金収納書を貼付して報告します。

工 事 名			
契約年月日	年 月 日	請 負 金 額	円
		変更請負金額	円
共済証紙購入の 考え方に基づき 計算した参考額	土木一式工事 請 負 金 額 $\times \frac{\quad}{1000} \times \frac{\text{【労働者の建退共制度加入率】}}{70\%} \%$		円
	土木一式工事 請 負 金 額 $\times \frac{\quad}{1000} \times \frac{\text{【労働者の建退共制度加入率】}}{70\%} \%$		円
共済証紙購入額	円		
(掛金収納書の貼付がない又は、共済証紙の購入額が少ない場合の理由)			
の り し ろ	掛金収納書 (請負者が発注者へ)		

建設業退職金共済証紙購入状況報告書作成上の注意

1 掛金収納書

- (1) 「発注者名」については、座間市長（氏名）等契約書上の発注者を記入する。なお、下請負業者については、元請負業者名を記入する。
- (2) 「元請契約の工事番号及び工事名」については、契約書どおり記入する。なお、下請負業者についても同様とする。

2 建設業退職金共済証紙購入状況報告書

- (1) 工事請負契約金額が 500 万円以上の場合は、建設業退職金共済制度（以下「建退 共制度」という。）の掛金収納書を貼付した建設業退職金共済証紙購入状況報告書を工事請負契約締結後 1 ヶ月以内に提出する。
- (2) あて名は契約書上の発注者とする。
- (3) 「工事名」、「契約年月日」、「請負金額」、「変更請負金額」は契約書のとおりに記入する。
- (4) 購入額の記入方法

ア 「共済証紙購入の考え方に基づき計算した参考額」は、別紙「共済証紙購入の考え方について」のとおりとし、「工事種類別及び請負金額の当てはまる割合」及び「対象工事における労働者の建退共制度加入率（％）」を記入し算出する。

変更契約を締結した場合は「共済証紙購入の考え方に基づき計算した参考額」を算出し直す。

イ 「共済証紙購入額」は掛金収納書に記載されている金額（下請負業者の収納書がある場合は、それを合算した金額）を記入する。

共済証紙を追加購入した時は、「共済証紙購入額」はそれ以前に購入した金額を含んだ合計額を記載する。

- (5) 掛金収納書（契約者が発注者へ）の貼付がない又は、共済証紙の購入額が少ない場合の理由欄記入方法

この報告書に掛金収納書の貼付がない場合及び、報告書の「共済証紙購入の考え方に基づき計算した参考額」に対し「共済証紙購入額」が少ない場合は、その理由を記入する。

その理由とは、

ア 会社に退職金制度がある。

イ 従業員が中小企業退職金共済事業の被保険者である。

ウ その他の退職金制度に加入している。（以上は、貼付しない場合の理由）

エ 対象労働者数及び就労予定日数を把握して計算した。（少ない場合の理由）

オ その他

の場合をいう。

(6) 共済証紙取扱機関から証紙を購入のうえ、取扱機関から交付される掛金収納書（契約者が発注者へ）を貼付する。

なお、契約者が工事の一部を下請負に付した場合で、下請負業者が自ら証紙を購入した場合にはその掛金収納書（契約者が発注者へ）も併せて貼付する。

別紙

共済証紙購入の考え方について

共済証紙購入額の把握が困難な場合は、

$$(\text{請負金額}) \times (\text{下記表の率}) \times \left(\frac{\text{対象工事における労働者の建退共制度加入率}(\%) }{70\%} \right)$$

により算出した額を参考とすること。

請負金額	土 木					
	舗 装	橋梁等	隧 道	堰 堤	浚渫・埋立	その他土木
1,000～9,999 千円	3.5/1000	3.5/1000	4.5/1000	4.1/1000	3.7/1000	4.1/1000
10,000～49,999 千円	3.3/1000	3.2/1000	3.6/1000	3.8/1000	2.8/1000	3.6/1000
50,000～99,999 千円	2.9/1000	2.8/1000	2.8/1000	3.1/1000	2.7/1000	3.1/1000
100,000～499,999 千円	2.3/1000	2.1/1000	2.1/1000	2.5/1000	1.9/1000	2.3/1000
500,000 千円以上	1.7/1000	1.6/1000	1.9/1000	1.8/1000	1.7/1000	1.8/1000

請負金額	建 築		設 備	
	住宅・同設備	非住宅・同設備	屋外の電気等	機械器具設置
1,000～9,999 千円	4.8/1000	3.2/1000	2.9/1000	2.2/1000
10,000～49,999 千円	2.9/1000	3.0/1000	2.1/1000	1.7/1000
50,000～99,999 千円	2.7/1000	2.5/1000	1.8/1000	1.4/1000
100,000～499,999 千円	2.2/1000	2.1/1000	1.4/1000	1.1/1000
500,000 千円以上	2.0/1000	1.8/1000	1.1/1000	1.1/1000

(注) 請負金額は消費税相当額を含む。

証紙を購入する算式は、あくまで目安にすぎず、他工事で余った証紙も使用することができるので、必要数を購入して下さい。

(12) アスファルト混合物事前審査における土木工事共通仕様書

本仕様書は、加熱アスファルト混合物の事前審査で「認定された混合物を使用する場合に適用する。

なお、本仕様書の条項は「座間市土木工事共通仕様書」の各条項と対応しており、本仕様書に記載なき事項は「座間市土木工事共通仕様書」によるものとする。

共通仕様書	3-2-6-3 アスファルト舗装の材料	2. 事前審査認定書
	3-2-6-7 アスファルト舗装工	4. 加熱アスファルト安定処理の規定 5. 基層及び表層の規定

(1 3) 道路工事等における標示及び保安施設の設置基準

本仕様書は、座間市が実施する道路（国道、主要地方道、県道、市道）での工事等について適用する。

なお、本仕様書に記載なき事項は「座間市土木工事共通仕様書」第 1 編 共通編 第 1 章 総則第 1 節 総則 1-1-1-27 工事中の安全確保によるものとする。

- | | | |
|-------|--------|---------------------------|
| 共通仕様書 | (参考資料) | 1. 道路工事等における標示及び保安施設の設置基準 |
| | | 2. 土木工事「工事中表示板」について |

(14) 舗装版切断時に発生する濁水の処理に関する仕様書

(趣旨)

第1条 この仕様書は、座間市土木工事共通仕様書等に定めるもののほか、舗装切断作業時に発生する濁水の処理に関し必要な事項を定めるものとする。

(適用)

第2条 座間市が発注する工事で、舗装版の切断作業に適用する。

(処理方法)

第3条 舗装版切断作業時に発生した濁水については、産業廃棄物の汚泥として処理すること。

(条件)

第4条 請負者は、産業廃棄物の汚泥の処分業許可を得ている業者と委託契約を締結しなければならないものとする。

2 請負者は、自ら運搬を行う場合を除き、産業廃棄物の汚泥の収集運搬業を得ている業者と委託契約を締結しなければならないものとする。

(提出書類)

第5条 請負者は、施工計画書に舗装版切断作業時に発生する濁水の収集・運搬・処分に関する計画書、請負者と処分業者とで締結した委託契約書の写し及び処分業者の許可証の写しを添付すること。

また、請負者が濁水の収集運搬を委託した場合は、請負者と収集運搬業者とで締結した委託契約書の写し及び収集運搬業者の許可証の写しを添付すること。

2 請負者は、産業廃棄物管理票(紙マニフェスト)又は電子マニフェストにより、適正に処理されていることを確かめるとともに、監督員に提示しなければならない。

(その他)

第6条 この仕様書に疑義が生じた場合は、別途監督員と協議するものとする。